

## 戦後福島県の農村における生活改善普及事業草創期の一側面

An Aspect of the Early Stage of Extension Services for Home Living Improvement  
in the Decade after World War II in Fukushima Prefecture

知 野 愛

Ai Chino

This paper focuses on 1948 -1955, immediately after the start of the extension services for home living improvement, and examines how the people involved in the project, including the living improvement promotion workers in Fukushima Prefecture, thought about it and how they tried to improve their home life. The materials are "Noyu" and Fukushima Minyu Shimbun.

In 1951, there was a local debriefing session at a workshop for them. What was said at the debriefing session was as follows. The problem was that the area in charge was large and it's difficult to visit. Costs, superstitions, and feudalism hampered progressive activity.

キーワード：生活改善普及事業草創期 生活改良普及員 福島県 家庭生活

### はじめに

戦後農村の生活改善普及事業は、1948(昭和23)年「農業改良助長法」に基づき国と府県の協同事業として始まった。農業改良助長法の目的は、「能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農村生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題につき有益、且つ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進すること」(第1条,昭和23年7月15日)である。そのために国が交付金を出し、府県は目的達成のために普及指導活動を行う農業改良普及員および生活改良普及員を置き普及所(指導センター)を運営した。

福島県では昭和23年6月5日に「県経済部内に農業改良課を設置し同年10月28日に地区農業改良指導所を設置」した。<sup>1)</sup> 筆者は生活改良普及員の活動内容に着目し福島県に焦点を絞り調査を継続しているが、<sup>2)</sup> 本稿では事業草創期の福島県に着目する。

### 1. 研究の意義と目的

生活改善普及事業の歩みを全国的に見ると下記のように分類される。

第1期(昭和23~35年)は食糧増産期。台所(かまど改善)、食生活改善、作業衣の改善、4Hクラブの育成、近代的農業経営の育成対策、生活改善グループ・農事研究会の育成であった。

第2期(昭和36～45年)は選択的拡大期。家事作業の省力化、共同化による過重労働軽減対策、農繁期の共同炊事・共同保育、農村生活、特に食生活・健康管理対策。第3期(昭和46～60)は構造政策推進期、第4期(昭和61～)は国際化対応期へと続く。<sup>3)</sup>

福島県での生活改善普及事業の歩みを辿ると時期をより短く区切っている。

①草創期(昭和23～25年)は「カマド改善期」と称され、生活改善普及事業の目標や生活改良普及員の役割について農家の人々から理解を得ることから始めた。<sup>4)</sup>

②小地区期(昭和26～32年)は「グループ育成期」、③中地区期(昭和33～39年)は「家事作業合理化期」、④広域体制期(昭和40～49年)は「住宅改善期」、⑤地域班活動期(昭和50～58年)は連帯性助長期、⑥昭和59～63年はむらづくり推進期、⑦昭和63年から平成9年は普及事業刷新・新政策対応期へと続く。<sup>5)</sup>

従って本稿では、全国で言えば第1期、福島県では草創期・小地区期前半に相当する時期に注目し、生活改良普及員の当時の思いや生活改善内容、課題等を拾い出し考察することにより、農村家庭生活の変化を知る一助とすることを目的とする。

## 2. 先行研究の検討

生活改善普及事業の理念が戦後改革期にどのように創られ、それがどう展開したのかについてまとめているものとして、市田(1995)「生活改善普及事業の理念と展開」<sup>6)</sup>があり、市田(2001)「戦後改革期と農村女性—山口県における生活改善普及事業の展開を手掛かりに—」<sup>7)</sup>では、山口県においては生活改善についての県の考え方を当初より明確に示し基本的には農林省の理念に沿ったものだったこと等をまとめている。また、太田(2004)「生活改良普及員に学ぶファシリテーターのあり方—戦後日本の経験からの教訓—」<sup>8)</sup>は、生活改善普及事業そのものを詳細に研究し「ファシリテーターとしての生活改良普及員の役割」を詳述している。

また、田部(1998)「農村生活の変化—生活改良普及員の果たした役割—」<sup>9)</sup>は、農家農村生活の変化の概要と生活改善普及活動の展開と成果等をまとめている。天野(2001)<sup>10)</sup>『戦後日本の女性農業者の地位～男女平等の生活文化の創造へ～』は、生活改善普及事業全体を捉え、生活改良普及員の役割や施策の変遷、女性農業者の地位向上等についても考察している。『福島県女性史』(1998)では「家庭生活の合理化と生活改善」<sup>11)</sup>または「農村女性の暮らしと労働」の一部として「生活改善活動の端緒」「生活改善活動の開始」<sup>12)</sup>があり、例として昭和24年に「二本松農業改良指導所の研究成果を生かそうと生活改善委員会が誕生し、衣食住の改善、農村娯楽、簿記の励行、公民館の利用、とくに冠婚葬祭の簡素化」に取り組んでいた事等を述べている。

大槻(2014)「生活改善普及事業における普及活動と農家女性—生活改良普及員からみた農家女性の変化—」<sup>13)</sup>では、岩手県における事業の取り組み経過、課題と指導内容等について文

献調査と聞き取り調査を行っている。

中間・内田(2022)『戦後日本の生活改善普及事業—「考える農民」の育成と農村の民主化』<sup>14)</sup>では、協同農業普及事業の発足の経緯を明らかにした上で、生活改善普及事業の目的や受入組織に関する方針を考察し、中国地方と東北地方の各県の具体的方針や現場での実態を明らかにしている。

これらの生活改善普及事業に関する研究蓄積があるが、福島県の生活改良普及員の活動内容や課題、そこから見える当時の家庭生活の変化についてはまだ研究の余地があると思われる。

### 3. 研究の方法

本稿では、福島県農事講習同窓会編「農友」昭和22年1月号～28年1月号(途中抜けあり)を中心資料とし、生活改良普及員座談会内容については「福島民友」(昭和26年6月)も資料として用いる文献調査法とした。

### 4. 資料の検討

「農友」の発行は福島県農友会であり、会の前身は、明治32(1899)年に発足した福島県農事講習同窓会である。明治44(1911)年発刊、月刊誌となるのは大正5(1916)年4月からである。第二次世界大戦中は一時休刊、戦後昭和22年1月号から復刊し、昭和44(1969)年からは農業改良普及誌として編集されるようになった。農家で購読されていた刊行物であり、購読者には農業改良課や地区農業改良指導所、農業改良普及員、生活改善普及員が含まれ、特に改良推進員の人々にはテキストとして購読されていた。

やがて平成14年度に改良推進員制度廃止の影響を受け、本誌購読部数が大幅に減少したこともあり、平成15年12月号通巻1030号で廃刊となった。

「福島民友」は、福島民友新聞社(本社福島市)が明治28(1895)年に創刊し現在も続く地方紙である。

### 5. 福島県の生活改良普及員の活動事項

本県の生活改善重点項目を年代順に並べたものが表1であるが、本稿で扱う昭和20年代の重点項目は、昭和23～25年カマド改善期、同26～32年グループ育成期、特に27～28年は生活改善グループ育成に重点を置いていた。

表1：生活改良普及員の活動重点事項

時期	重点活動事項		内容
昭和 23-25年 草創期	カマド改善期	改良カマドの工築 昭和26-30年	ロストルや煙突をつけ熱効率の高いカマドを設置。燃料節約、衛生面の改善を図る。昭和30年からは三連式カマドを導入、家事労働の効率化を指導した
		即製改良カマド導入 昭和32-35年	
昭和 26-32年 小地区期	グループ育成期	生活改善グループ育成 昭和27-28年	生活改善の啓もうを図ると同時に具体的改善を進めるための拠点として特別指導部落や模範部落を設置しグループ育成を図った

出所：福島県『普及事業40年の歩み』1988年33頁、55頁から作成

## 6.結果と考察

### 6-1 「農友」掲載事項

#### (1) 優秀な普及技術員の巡回指導が根底をなす

「農友」昭和23(1948)9月号に、事業目的は「農林省と都道府県が資金及び事業実施の面において相協力して、農業及び農民生活の改善を図り、ひいては公共の福祉の増進に寄与すること」であり、それを達成するためには、「優秀なる普及技術員の巡回指導がその根底をなす。同時に農業圃場における実地展示、講習会の開催、印刷物の配布、映画、ラジオ、新聞等の利用、農民集会の開催、農村青少年及び婦女子の自主的研究会助長、家庭生活の改善指導等を逐次積極的に実行する」と定められた(下線引用者)。<sup>15)</sup>

「普及技術員」は各都道府県で実施した資格試験に合格して採用された人々で、各農業改良普及所に配属され、農業技術の改善・指導などを担う「農業改良普及員」と、農民生活に関する科学的・合理的知識や技術の普及指導に当たる「生活改良普及員」とに分かれた。<sup>16)</sup>さらに普及員に対する指導援助、調査研究等を実施する専門技術員が登場し、やがて平成16年の農業改良助長法改正により、改良普及員と専門技術員を統合し普及指導員に一本化した。<sup>17)</sup>

#### (2) 実験県に指定され普及員を特別増員(昭和27年)

福島県の生活改良普及員数は、昭和24年は4名、25年8名、26年15名と少なく、一人が「一郡または数地区を担当するという状態」<sup>18)</sup>だった。しかし昭和27年に前年比17名増の32名と増加し、30年に35名、36年に53名へ増加、この頃が最多でありその後は徐々に減少した。<sup>19)</sup>

東北地方の他県と比較すると、昭和24年岩手県では5名、<sup>20)</sup>青森県は5名(指導地区30)、<sup>21)</sup>秋田県は2名、<sup>22)</sup>宮城県では4名<sup>23)</sup>であり、福島県4名とほぼ等しく、「生活改良普及員一人の膨大な担当戸数」<sup>24)</sup>は他県と共通している。

6-2で後述するが、生活改良普及員研修会の現地報告会では、「1市12町村を受け持ち巡回指導」をしている(北会津)や、「2町8村を受け持っている」(高田)というような状況で非

常に広範囲を担当していた。

そのような状況で昭和27年には、福島県は東北六県を代表して農村生活改善の実験県としての指定を受け、この推進のため特別増員の配当に浴するなど普及体制の強化が図られた。それについて「即ち農家と普及員の接近、適応、同化、融合がこの仕事の大部分であることから農林省としても、二十七年は人の充実に主力が注がれた。人員整理の進行速上(ママ)にも拘らず普及員の補充増員が認められた」<sup>25)</sup>とあり、前年より17名も普及員(農業改良普及員と生活改良普及員)を増員している。

### (3)カマド作り

表1の通り、昭和26年から活動重点項目として掲げられたのがカマド作りであった。翌年27年に県農業改良課長が次のように書いた。

「生産技術の改善指導と共に農、山、漁村の生活改善、就中水準の低い食生活と暗い台所の改善に土をねり、煉瓦を切る普及員の昼夜を分かたぬ活動により集まった八万三千余人の農家はこれを動機に新に築かれたカマドに比べ、薪も三分の一でたり、室の中がけむにくく、燃えがよいので、普及員のカマド造りは各地で人気を拍した(下線引用者)。<sup>26)</sup>

福島県内では「長三郎かまど」「中田式かまど」が有名であるが、後述する昭和26年の生活改良普及員研修会では考案者の中田光雄氏が「立体式カマド」製造法を教えている。

### (4)台所改善

「農村婦人の勉強室」の連載開始時、西東道子氏が取上げたテーマは台所改善と食生活改善だった。勉強する時間を生み出すために「一番手近な仕事場の改善」として台所の改善を挙げ「①明るいこと②換気の充分出来ること③清潔であること」を目指した。<sup>27)</sup>

### (5)食生活改善～動物性たんぱく質、脂肪、ビタミンの摂取～

県農業改良課員の富田富士子氏は、農繁期に沢庵漬と白米だけの食事をとることは止め「動物性の蛋白質や脂肪、ビタミンA、B1」をとることを勧めた。入手しやすい「いわし、にしん等の魚や肉や菜種油、ゴマ油、色のついた野菜、人参、南瓜等」副食物を第一に考えることが肝要だと述べた。<sup>28)</sup>

また、農繁期には熱量消費が多いため大食する人が多いが、「澱粉の代わりに脂肪を多く食べるようにすれば胃の負担は軽く」と勧めている。<sup>29)</sup>

### (6)栄養のあるものを摂るには共同炊事、貯蔵食

柏村サダ子氏は、毎回の食事で栄養のあるものを作るには労力を要するが、この問題解決に

は共同炊事が挙げられるものの、どこでもすぐにできるとは言えない。解決策として「各戸で農繁期のために貯蔵食を献立の中に組み入れる」ことで食事作業の労働緩和と栄養の改善を図ることもできると勧めた。<sup>30)</sup>

#### (7) 生活改善を阻む障壁 ～農村の迷信、封建性～

昔からしきたりや習わしなどは「封建性と共にまだ根強く残って」おり、「生活様式の複雑な事、仕事場の働きにくい事がどれだけ婦人の向上を阻害して居る」か知れないが、「絶大な家族の理解さえあれば、或る程度取り除かれる」と西東道子氏は書いている。<sup>31)</sup>

#### (8) 文化向上には女性の教養を高める時間が必要

また、「国の大本は農」であり、「農村婦人の教養の向上こそ」が「文化日本の大切な土台となる」と述べ「農家の家庭経済の運転は主婦」であり、国の経済に影響するのだから婦人に重大な責任があると西東氏は述べた。<sup>32)</sup>

#### (9) 婦人の教養を高める時間確保

「本県に於ける畜産の将来」と題して河原田次男氏は、農村文化向上のためには、まず「婦人の教養を先にしなければ」ならないが、現代「農村婦人は裁縫、炊事、育児等の家政は勿論」、「精神上の修養や社会思想の動き等を吸収すべき読書や社交上の智識を得る機会の寸暇も無い」と述べる。「家庭内に於いても、主人を慰むべき食事や、家庭の趣味の向上や身躰み等を準備する時間はない」のであり、「到底農村文化実現の可能性はない」。この状況を打開する方法は「畜力利用によって農村婦人の労働力に代り教養時間の余裕を得る」と述べた。<sup>33)</sup>

#### (10) 農村の疲弊は女性が田畑を嫌っているため

「日本農村の疲弊」の一大原因は「女子が田畑を厭っている」ことであると述べ、「一家の主婦となり新日本を生む女子が農業真平御免では亡国となるの外は無い」という支部通信が掲載されている（「迷いなく憂いなき生活」浅川町大草農友支部長）。<sup>34)</sup>

#### (11) 農村生活改善の切実な問題点

県農業改良課技師の須藤氏は、生活改良普及員との対談を想定して生活改良普及員の「一番切実な問題」について記述している。

衣食住、保健衛生、育児看護のこと、農村の迷信、姑と嫁の関係、冠婚葬祭の簡素化の問題、農村の消費生活の合理的設計、記帳生活の指導、一般教養の問題等、数え上げればきりが無いほど問題がありこれらに取り組んでいくとある。<sup>35)</sup> 当時の活動内容がわかり興味深い。



### (12) 封建性、長い間の封建的習慣

県農業改良課長・若月氏は次のように述べた。「村は純朴である反面、封建的の臭いも残っている為に、民主化を妨げる原因にもなっている」が、最近では多くの人々が客観的に村を見て「人間本来の生活を冷静に考えるようになった」事は、大きい進歩であると思う。<sup>36)</sup>

また次号で「終戦後日本人は、良く民主化とか、科学化とかいう事を口にするが」長い間、封建的な習慣があった。「冠婚葬祭についての迷信も多数ある」と述べて例を挙げている。<sup>37)</sup>

これは昭和26年8月号の記事だが、前述の昭和26年5月の研修会での現地報告でも「封建性、迷信」が障壁になっていることを数名が報告している。

### (13) 生活面のムダ・時間の空費をなくす、冠婚葬祭の簡素化

郡山指導所技師・坂本丑蔵氏は、「農家は使ふべきところに使ふことを先ず研究すべきである」と述べ「生産と消費との計画が当然であり(中略)斯くするときには簿記の必要が起り、収支をみては無駄が省ける」と簿記の必要性を説き、「農家の生活面には無駄が多く時間の空費が甚だしい」と述べた。そこで「どうしてもやらなければならないことは冠婚葬祭の簡素化である」と述べ、「(冠婚葬祭で)見栄を飾って借金をして折角手に入れた土地を抵当に入れてどこで先祖が浮かぶ瀬があるだろう」と言う。「着物が少ない嫁は安くみられる。こんな馬鹿げたことがどこにある(中略)みんな心を新たにして今の時期にこの弊風を一掃すべきではなからうか」と書いている。<sup>38)</sup>

## 6-2 生活改良普及員研修会

昭和26年5月13日から6日間に渡り「生活改良普及員研修会」研修会が開催されたという記事が「農友」昭和26(1951)年7月号に掲載されている。

### ① 技師による講話(県農業改良課技師 柏村サダ子)

5月13日(第1日)午後4時から、柏村技師により「普及技術について」講義があった。

概要は次の通りである。「生活改良普及員とは家政学を拡張する役目」を有し「地区に於ける家政学の教師とみなしてもよい」存在である。従来の日本における「家政学の欠点を指摘し今後の家政学の在り方」を強調した。しかし普及技術は「学校教育と異なるもので必ずしも学びたい者にのみ教えるものでないので、農民に学びたいという意欲を持たせることが大切である」。「家政学の欠点」とは何か記載はないが文脈から考えると、実際の生活課題に応える内容の教育に至っていないということだと思われる。

そして最後に「学ぼうとする者が学ばなかったら教えたことにならない」と述べている。<sup>39)</sup>これは普及事業を象徴する「考える農民」という概念に基づくものであり、同26年4月『普及だより』第56号には第二代農業改良局長小倉武一の講演要旨として「普及活動は、農家にとつ

ては実行することによつて学び、学ぶことによつて実行することであるが、この実行と学びのつなぎには、考える農家ということが前提になる」とあることが先行研究で指摘されている。<sup>40)</sup>つまり柏村技師が講演した上記の言葉の根底には「考える農民の育成」という概念があり、主体的に学ぶ農民とそれに対応する生活改良普及員の態度を厳しく問い直す内容だったのである。

## ②研修会の内容

5月13日から6日間の研修会が開催された。1日目午後4時から1時間に渡りわたり参加者全員で県立農事試験場内の見学を行い、「日頃生活改善と農業とは密接不可分の関係にある事は認識していたがこの見学によって、この事を痛感すると共に農業への関心を益々深いものにした」という。見学を終えて夕食、入浴六時半から柏村技師の講義が行われた。研修会の内容は表2の通りである。

表2 昭和26年生活改良普及員研修会の研修内容

	講義テーマ	講師
1日目	普及技術について、レクリエーションの技術	柏村サダ子技師(県農業改良課技師)
2日目	農村の食生活の在り方	福島市在住 石田三之助氏
3日目	栄養概論	須藤技師
	今後の農業経営	岡本技師
	現地報告会	出席者:地方事務所農業改良課技師11名、地区農業改良指導所技師6名、県農業改良課技師3名他
4日目	立体式カマドのつくり方	中田光雄氏
	普及員の任務	若月県改良課長
	長三郎カマドのつくり方	安達農業改良課 橋本助手、同 斎藤技師
5日目	農村社会の性格と調査法	福大助教授 堀口知明氏
	デモンストレーションの要点(エプロンの作り方、鮭のポテトパフの作り方)	柏村サダ子技師
	新聞ラジオ原稿の書き方	
	農家の八時間労働について	宗像利吉氏
6日目	農業概論	鈴木美代七場長

出所:「農友」昭和26年7月401号22-24頁、「福島民友」昭和26年6月4日付から作成

4日目の立体式カマドは中田光雄氏が、長三郎カマドのつくり方は、安達農業改良課の橋本助手と同斎藤技師が担当している。

「金をかけずに燃焼効率のいいカマドとして県内諸所に中田氏のカマドが築造されているので中田氏を招いて普及員一同で築造実習をした。(中略)築造直後であるにもかかわらずよく燃焼して煙が殆ど出なかった。」<sup>41)</sup>

以上の記事から、実際にカマドの築造実習を普及員全員で体験し、燃焼性がよく煙が殆ど出



ないという点を確認し、実用的な知識を得て今後の普及活動に生かすことを目的とする研修会であったことがわかる。

### ③指導者としての心得

福島県農業改良課長若月可直氏は「普及員の任務」を下記のように語った。

「指導者としての心得は、1. 誠心誠意農家にあたる事、2. 根負けせぬようにする事、3. 旺盛な研究心を持つ事、科学技術のみでなく人情、風俗等も研究する事、4. 努力と実行力を持つ事、5. 消化して応用する事、受け売りではいけない、6. 創意工夫、7. 体験を持つ事、8. 信念と勇気を持つ事、9. 人望と信用を得るようにする事、農民よりかけ離れてはいけない。」<sup>42)</sup>と心理的側面と共に、科学技術だけでなく人情や風俗も理解する事や知識の受け売りではなく自分自身が消化した上で話し、体験を重視し農民に寄り添う事等を勧めている。

### ④生活改良普及員の現地報告会での発言

研修会の3日目(5月15日)に現地報告会が開催された。「農友」には「この会に於ける普及員の方々の尊い経験がつぶさに語られ出席者一同語る者も聞く者も、大いに啓発され有意義であった」とある。その時の詳細が「福島民友」(同年6月4日～6月25日の10回)に「農村生活改善座談会」という見出しで連載された。

第1回6月4日付の小見出しに「県農業改良課技師および県下各地方事務所農業改良課技師」による「農村生活改善座談会」となっているが、開催日時や出席者から判断すれば、生活改良普及員対象の研修会3日目の現地報告会のことを指している。「農村生活の実情、改善指導の目標、その効果、今後の指導計画」等を話したとある。

現地報告会の出席者は、「地方事務所農業改良課技師」11名、「地区農業改良指導所技師」6名、「県農業改良課技師」3名、福島民友社編集主幹1名、記者1名である。上記「地方事務所農業改良課技師」11名と「地区農業改良指導所技師」6名(全員女性)は、順番に現地報告をしており、前述の通り「農友」に「普及員の方々の尊い経験が」語られたとある。

なお、県農業改良課技師3名は研修会主催者側であり、先に講義を担当した柏村サダ子氏(新聞では「榎村サタ」とあるが誤植かと思われる)、他2名の男性は、1名は最後の挨拶、1名は農業簿記と家計簿記について述べ現地報告はしていない。

本稿では「地方事務所農業改良課技師」11名、「地区農業改良指導所技師」6名の計17名の発言をまとめる(昭和26年の生活改良普及員は15名であるという記録があるため2名は生活改善専門技術員かと推測するが17名の報告内容を分析対象とする)。

④-1 担当区域が広く巡回が困難

「受持区域が大きくそれに山間部が多いため、一々戸別訪問して歩くことは難しいのが悩み」、<sup>43)</sup> 1市12町村を受持ち「巡回指導を一応全部終わった」、<sup>44)</sup> 担当は「農家325戸、非農家246戸」<sup>45)</sup> というように、生活改善普及員の人数が少ないため一人当たりの担当区域面積が広く山間部が多いため地形的にも巡回が難しかったという。

その対策の一つとして「生活改善推進員を一町村当り五～七人を設置しそれを中心に巡回しました。推進員の研究会などを開いてこんご益々推進員の方たちに最大の期待をかけている」という発言があった。<sup>46)</sup>

生活改善推進員とは生活改善普及員をサポートする存在であるが、例えば秋田県では「生活改善推進員制度」があり、昭和25年に推進員対象の研修会があり「十八歳から五四歳までの女性六〇名が参加した」といい「推進員の役割は生改善普及員の協力者、農家の女性達の相談役」であったことがわかる。<sup>47)</sup>

④-2 婦人会、農友支部と協力

農林省生活改善課長の山本松代は、「『組織的なものを用ひると』『従来の国防婦人会のやうになる』として既存の組織を利用して生活改善を行うことに否定的見解を示した。既存の組織とは婦人会のことである」というが、<sup>48)</sup> 福島県では婦人会とつながり、協力を得て改善を進めようとしていたことが以下の通り報告されている。

「管内推進員ならびに婦人会その他一般を対象とし、県から須藤技師を招聘して高野村公民館で講習会を開き、約百三十名が参加しました」、<sup>49)</sup> 「同村の婦人会にも出席してその必要性和方法などを説明したら購入希望者14名をとりまとめて、かまど屋に注文した」ことや「(台所改善の台所を)日和田町の婦人会110名が見学をし、懇談会を開いて婦人会こぞって台所改良に乗り出すことになった」<sup>50)</sup> というように、婦人会と協力し普及活動の効果をあげている。

また、農友支部の会員(主に男性会員)に協力を依頼したという事もあったようだ。

「『農友支部』といって男の方の研究機関がある。その人達は農事の改良に関心をもっているので、頼んで生活改善に男の方も交えたならばいいのではないかと考えた。』<sup>51)</sup>

他県と比較すると、島根県では「地元へ派遣された生改善普及員は、婦人会を通して指導」したということであり、鳥取県では「『地域婦人会』等の『既成婦人団体との関連』を重視」し、山口県では生活改善グループの世話人は「婦人会の会長や幹部である場合」が多く「その結果、多くの場合、婦人会が生活改善を担うことに」なり、「農家の生活改善のためには婦人会を利用するのが最も効率的であった」<sup>52)</sup> ということがあったという。

福島県でも、実際に活動を進める上で婦人会の協力を得てその組織に協力してもらうことが普及活動促進につながっていたと思われる。

#### ④-3 モデル部落の設定

一町村にモデル部落を作り「農業改良員と生活改善員」とが力を合わせてやっているが非常に効果がある。<sup>53)</sup>という報告があり、福島県内でモデル部落をつくり普及活動を進めようとしていたことがわかる。

それに関し青森県・宮城県・岩手県について、先行研究では「三県とも『モデル部落』制度を採用した。これは県内各地に『モデル部落』を設置し、そこを集中的に指導して周囲への波及を狙うという方法であった。そうした対応をとった背景には、生改普及員の数の少なさとともに、家父長制が根強く残る東北地方の農村社会の実情があった」<sup>54)</sup>と指摘している。福島県においてもやはりモデル部落をつくって普及を進めている。「封建性が強い」という表現は「農友」でも現地報告会の中で何度も出てきており上記三県と共通するものではないかと思われる。

#### ④-4 生活改善は経費がかかるという障壁

台所改善は燃料の節約につながることを解説し、経費のかからないカマドを探し出して勧めたり、無尽や協同組合からの融資を勧めたり、お金のかからない身近な改善から勧めるということにも尽力した。

「台所の改善、その中でも特に燃料の節約は国家的にも農家経済からみても重要」、<sup>55)</sup>「費用も手間もいらぬ便所・手洗いの設備、万年床の廃止、室内外の清掃、台所のフキン掛けについては即時実行すべき」<sup>56)</sup>というように、農家の人々にとって納得できる理由を提示し、取り掛かりやすい部分から改善を推進しようとしている。

#### ④-5 卵の貯金組合

台所改善の費用捻出のために、「たまごの貯金組合をつくり、一日一個たまごを売ってそれを貯金する。そのほかうさぎ、ぶた、めん羊などの家畜を取入れて、それから貯金の金を生み出すようにしている」という報告があった。そして「貯金組合は生活改善クラブではないが、組合を通じて生活改善事業を推進してゆくということも一つの方法」ではないかと続けており、<sup>57)</sup>利用する機関の一つとして貯金組合という存在があったことがわかる。

ある町の例として「雑穀類で生計を立てているが、売るものが安いので生活面は苦しい。その反面卵などは買って食べている。生活改善懇談会を開いた結果、その雑穀類を飼料にしてにわとりを飼う、その卵は温泉地帯だから高く売れると話し、にわとりを入れてもらったが大変うまかった。(中略)卵を売った一部は台所改善にあてるということで無尽をやっている」。<sup>58)</sup>さらに続けて「草はいくらでもあるのでうさぎを飼い、それを売って現金収入をはかる反面、その肉は食べ皮はなめして」子どもの帽子や掛け布団を作ることを提案したところ「非常に感

謝されています」という発言もあった。<sup>59)</sup>

この例のように、現状に添った提案が実現し感謝され、さらに発展していくという側面があった。

#### ④-6 迷信や封建性も障壁

迷信については、10名が言及しているが主なものは下記の通りである。

「次は封建的な迷信、改善したいけれども方角が悪いと行ってきかない」、<sup>60)</sup>「障害となるのはやはり迷信の問題でいざ改善しようと計画すると方角が悪いとか、ヒメロン神さまがいてバチが当たるとかで駄目になる」、<sup>61)</sup>「拝み屋さんがそう言うのでと、私どもの話より神さまのほうを信じる」<sup>62)</sup>ということがあり人々の行動を決めていた面があった。

封建性については、「前任地の〇の例ですが(略)封建的な所なのです。(略)生活改善座談会には五十数名の参加があったがみな年寄りばかりだったのです。(略)自分たちの意見を聞いてくれないから、嫁を一つ教育してくれという要求があって、今度は嫁さんの懇談会を開いた。(略)おかげでうちの嫁は親思いになったと姑さん達から評判がいい。嫁さんたちの修養会をつくって若葉会と名づけ、月に一回座談会懇談会をもつようにし、その集まりを通じて生活改善、台所改善を普及してきた。(略)姑の会もつくり」うまくいっていると言う。<sup>63)</sup>

封建性の根強さについては6-1(12)でも触れたが「農友」誌上では県の農業改良課長が「村は純朴である反面、封建的の臭いも残っている為に、民主化を妨げる原因にもなっている」<sup>64)</sup>と述べている。

#### ④-7 家庭の民主化

農林省生活改善課長は、生活改善普及事業の目標として「生活文化の育成と向上」「農業生産の増大」「家庭生活の民主化」を掲げたが、それをふまえた上で「民主化」が数回登場する。

「(台所改善をした家庭は、)ご主人をはじめ小さい子供でも年寄りでもお互いに人権を尊重し合い、家庭の雰囲気が非常に明るく民主的である。農事を楽しく生活を明るくしようという目標のもとに進んでいるから台所の改善ができた。(略)家庭が民主化されていないとできない」<sup>65)</sup>との発言がある。6-1(12)に記したが、県の農業改良課長が、最近では多くの人が「人間本来の生活を冷静に考えるようになった」事は大きな進歩であると思うと述べている。このような進歩を感じとり、農家の伴走者として農村家庭の民主化を地道に進めようとした人々がいたということを明記しておきたい。

## 7.まとめ

本稿では事業開始直後の昭和20年代に焦点をあて、福島県的生活改良普及員やその周囲の

人々が生活改善にどう取り組み、課題は何だったのかという点を中心に考察した。

「農友」の「農村婦人の勉強室」欄では、台所改善や食生活改善の割合が高く、生活経営分野では、農村文化向上のためには女性が一般教養を高めること、嫁姑関係、冠婚葬祭の簡素化、消費生活の合理的設計、簿記の記帳指導、封建的慣習の見直し等の記載があった。

特に注目した点は、昭和26年5月の生活改良普及員研修会(6日間)の内容であり、特に現地報告会では報告者の発言内容から取組課題や障壁等を知り得た。持ち場が広く巡回が困難であることに対しては、農業改良普及員、改良推進員、農友会員と協力し、婦人会と協力し改善を進めていたこと、モデル部落を設定し推進員の配置を勧め協力してもらっていたことがわかった。

改善の障壁としては、経費、迷信、封建性があり、カマド改善は燃料節約になることや健康面でも望ましいこと、経費の負担が少なくてもできるカマドづくりもあることを紹介し、お金をかけなくても出来る身近な改善事項から勧めるようにしていた。迷信や封建性はなかなか払拭が難しい課題であるが、農林省生活改善課が掲げていた目標の一つ「家庭生活の民主化」を念頭に置き普及活動を進めた。嫁姑の意見の対立という点に関しては、嫁の会や姑の会を分けて開催し、お互いが前向きになるように勧めたり、夫婦学級や夫婦座談会を開催したりすることは普及効果が高いということを県農業改良課技師は語った。生活改善には経費がかかると思っていることが障壁の一つとして、それをいかに突破するか。無尽や協同組合の融資も進めたが、卵を売って卵貯金をする、または雑穀類を飼料にして鶏を飼い、その卵は温泉地だから高く売れると提案したり、ウサギを飼い皮をなめして子どもの帽子や掛け布団を作るなど、非常に具体的で実践的な提案をして喜ばれていた。

東北4県と比較すると、当初の採用人数が非常に少なく担当区域が広く担当戸数が膨大だった点は共通しており、先行研究によれば、島根県、鳥取県、山口県とも婦人会とのつながりをもち利用し活動を進めたが、福島県もその存在を活用した点は共通していた。青森県・宮城県・岩手県とも「モデル部落」を各地に設置し、そこを集中的に指導して周囲への波及を狙うという方法を採用したが、その背景に生活改良普及員の少なさと共に、家父長制が強く残る東北地方の農村社会の実情があったという先行研究の指摘についても、福島県でも該当すると思われる、「封建性が強い」という点は今回の調査でも複数回記載されていた。

## 今後の課題

本稿では、戦後復刊第1号の昭和22年1月号から約6年間に渡る「農友」を調査し、生活改良普及員研修会に関する記事については「福島民友」から探し内容を整理し考察した。しかし、詳細な実践例の掘り起こしに注力したため、一側面を解明する結果にとどまった。今後は資料を補足し全体像を整理し、福島県の農村家庭生活の変化を考察したい。また、家庭生活史の変



遷という視点から、農村以外の家庭生活の変化についても調査することを今後の課題と考えている。

※本稿は(一社)日本家政学会東北北海道支部第65回研究発表会で発表した内容の一部を含みます。

「農友」閲覧に際しては福島県農業総合センターの方々に、「福島民友」(昭和26年版)閲覧に際しては郡山市中央図書館郷土史資料室の方々にお世話になりました。ここに記して感謝申し上げます。

- 1) 福島県農業改良普及職員協議会編:普及事業40年の歩み,28頁,1988
- 2) 知野愛:戦後農村の生活改善普及事業の展開と生活改良普及員の歩み—福島県に注目して(1)—,郡山女子大学紀要,46,83-94頁,2010.他
- 3) 全国農業普及協会:写真でたどる農業と普及事業の50年,協同農業普及事業五十周年記念会,1998
- 4) 福島県農業改良普及職員協議会編:普及事業40年の歩み,33-35,55-59頁,1988
- 5) 福島県農業改良普及職員協議会編:普及事業50年の歩み,27-30頁,1998
- 6) 市田知子:生活改善普及事業の理念と展開,農業総合研究,第49巻第2号,1-64頁,1995
- 7) 市田知子:戦後改革期と農村女性—山口県における生活改善普及事業の展開を手掛かりに—,村落社会研究,第8巻第1号,24-31頁,2001
- 8) 太田美帆:生活改良普及員に学ぶファシリテーターのあり方—戦後日本の経験からの教訓—,独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所,27-93頁,2004
- 9) 田部浩子:農村生活の変化—生活改良普及員の果たした役割—,日本人の生活,日本家政学会創立50周年記念出版,105-109頁,建帛社,1998
- 10) 天野寛子:戦後日本の女性農業者の地位—男女平等の生活文化の創造へ—,ドメス出版,2001
- 11) 浜島京子:家庭生活の合理化と生活改善,福島県女性史,328-339頁,1998
- 12) 千葉悦子:農村女性の暮らしと労働・生活改善活動の端緒,福島県女性史,341-342,344頁,1998
- 13) 大槻優子:「生活改善普及事業における普及活動と農家女性—生活改良普及員からみた農家女性の変化—」医療保健学研究,5号,71-88頁,2014
- 14) 中間由紀子・内田和義:戦後日本の生活改善普及事業—「考える農民」の育成と農村の民主化,農林統計出版,2022
- 15) 「農友」昭和23(1948),9,368,3-6頁「新農業普及事業実施に関する打合せにおける笹山農林次官挨拶要旨」
- 16) 生活改良普及員の資格試験は岩手県、宮城県、秋田県では昭和24年2月に実施されたことが先行研究に記されている。  
(中間由紀子・内田和義:戦後日本の生活改善普及事業—「考える農民」の育成と農村の民主化,111,163,183頁,農林統計出版,2022)
- 17) 福島県農業改良普及職員協議会:普及事業この10年の歩み,13頁,2008
- 18) 福島県農業史編纂委員会編:福島県農業史2通史Ⅱ,791頁,福島県,1986
- 19) 福島県農業史編纂委員会編:福島県農業史2通史Ⅱ,791-792頁,福島県,1986



- 福島県農業改良普及職員協議会:普及事業50年の歩み,27頁,1998
- 20) 中間由紀子・内田和義:戦後日本の生活改善普及事業―「考える農民」の育成と農村の民主化,農林統計出版,111頁,2022
  - 21) 同上,143頁
  - 22) 同上,183頁
  - 23) 同上,163頁
  - 24) 福島県農業史編纂委員会編:福島県農業史 2 通史Ⅱ,793頁,福島県,1986
  - 25) 「農友」昭和27(1952)12月418,1-2頁「農業改良普及事業の一年を顧みて」県農業改良課長藤田利作
  - 26) 「農友」昭和27(1952)12月418,1-2頁「農業改良普及事業の一年を顧みて」県農業改良課長藤田利作
  - 27) 「農友」昭和25(1950)年 5月,388,20-22頁「農村婦人の勉強室」西東道子
  - 28) 「農友」昭和27(1952)年 6月,412、26-27頁「農繁期の栄養食」県農業改良課員・富田富士子
  - 29) 「農友」昭和27(1952)11月,417,24-25頁「食生活の改善について」柏村サダ子
  - 30) 同上
  - 31) 「農友」昭和25(1950)年 5月,388,20-22頁「農村婦人の勉強室」西東道子
  - 32) 同上
  - 33) 「農友」昭和25(1950)年 7月,390,29-30頁「本県に於ける畜産の将来」河原田次男
  - 34) 「農友」昭和27(1952)年 7月,413,30-31頁(支部通信)「迷いなく憂いなき生活」浅川町大草農友支部長・鈴木重雄
  - 35) 「農友」昭和26(1951)年 6月,400,2-3頁「農村生活改善の指標」福島県農業改良課技師・須藤清一
  - 36) 「農友」昭和26(1951) 7月,401,2-3頁「地方自治と農村」福島県農業改良課長・若月可直
  - 37) 「農友」昭和26(1951)年 8月,402,10-12頁「農村と迷信」福島県農業改良課長・若月可直
  - 38) 「農友」昭和25(1950)年 2月,385,18頁「農業経営は消費と生産の研究から」郡山指導所技師 坂本丑蔵
  - 39) 「農友」昭和26(1951)年 7月401,22-24頁「生活改良普及員研修会の記録から」福島県農事改良生活改善係  
生活改良普及員の研修会は、昭和24年から、ブロック単位ではあるが開催された(市田,1995,27頁)
  - 40) 中間・内田(2022),25頁.市田(1995),23頁
  - 41) 「農友」昭和26(1951)年 7月401,22-24頁「生活改良普及員研修会の記録から」福島県農事改良生活改善係
  - 42) 同上
  - 43) 「福島民友」昭和26(1951)年 6月13日付
  - 44) 「福島民友」昭和26(1951)年 6月15日付
  - 45) 「福島民友」昭和26(1951)年 6月 4日付
  - 46) 「福島民友」昭和26(1951)年 6月15日付
  - 47) 中間・内田(2022),186頁
  - 48) 中間由紀子・内田和義:戦後改革期における生活改善普及事業と婦人会―島根県を事例に―,農林業問題研究,174,109頁,2009
  - 49) 「福島民友」昭和26(1951)年 6月15日付
  - 50) 「福島民友」昭和26(1951)年 6月 6日付, 6月 8日付

- 51) 「福島民友」昭和26(1951)年6月13日付
- 52) 中間・内田(2022),44,64,87-88頁
- 53) 「福島民友」昭和26(1951)年6月15日付
- 54) 中間・内田(2022),173頁
- 55) 「福島民友」昭和26(1951)年6月6日付
- 56) 「福島民友」昭和26(1951)年6月8日付
- 57) 「福島民友」昭和26(1951)年6月13日付
- 58) 「福島民友」昭和26(1951)年6月6日付
- 59) 同上
- 60) 「福島民友」昭和26(1951)年6月4日付
- 61) 「福島民友」昭和26(1951)年6月15日付
- 62) 「福島民友」昭和26(1951)年6月4日付
- 63) 「福島民友」昭和26(1951)年6月13日付
- 64) 「農友」昭和26(1951)7月,401,2-3頁,前掲書<sup>36)</sup>
- 65) 「福島民友」昭和26(1951)年6月8日付